

(別紙2) 番号法第19条第11号に基づき条例で定める提供先					
No.	項目番号	情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1	4	教育委員会	学校教育法による就学に必要な経費の援助に関する事務であつて区規則で定めるもの	区長	地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報又は児童扶養手当関係情報であつて区規則で定めるもの
2	6	教育委員会	法別表四十の項に定める学校保健安全法に関する事務であつて区規則で定めるもの	区長	地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報又は児童扶養手当関係情報であつて区規則で定めるもの